事務所通信(30年8月)

「平成」は来年平成３１年（2019年）の4月まで。ですから平成３１年１０月の消費税の引き上げの話は随分先に思えます。しかも、何故かわからないうちに新聞に軽減税率が適用されるようになったからかどうか、新聞も消費税増税のことはあまり書きませんね。

　実務家的には、ここまで来たら消費税は上がるものとして準備が必要です。そして、今回の増税の最もやっかいな点は「軽減税率」です。つまり、食品にかかる消費税率が、通常の10％に対して、8％となるという点です。

食品とは、加工食品、生鮮食品、添加物によって構成され、それぞれ食品表示法に定義があります。清涼飲料水はもちろん食品として定義されています。

　軽減税率対象

 テイクアウト 外食

 酒類 ケータリング

 老人ホーム

 飲食料品（食品表示法）

 一体資産

 医薬品

これからの対応ですが

（1）食品を一切買ったり売ったりしない会社は対応不要です。

（2）食品を売っている会社は、レジ等を軽減税率対応に変更する必要があります。

（3）食品を買っている会社は、消費税の納付額を減らすために、消費税の仕入れ税額控除を確実に受けるための帳簿づくりが必要です。

当事務所では、必要と思われる会社様には、今後、担当者から連絡させていただき、対応を検討していきますので、よろしくご協力願います。

　なお。マイナンバー導入の際には、悪徳コンピューター屋が、必要もないコンピューターを高値で売って回ったそうです。今回も、同様のことが予想されますので、レジや購買システムの買替の際には、当事務所にご相談ください。